



加じき

全ご家庭に、もれなく配布

第181号

46.3.25発行

発行 鹿児島県始良郡
加治木町役場
編集 総務課文書係
印刷 吉屋印刷所

統一地方選挙特集

統一地方選挙と

有権者の心がまえ

いよいよ統一地方選挙も、三月十七日の知事選挙の告示で開幕しました。投票日の四月十一日までの二十五日間、選挙戦が展開されます。

戦後二度目のその年にあたりまして。とくにこんどの第七回の統一地方選挙は、七〇年代の自治をひらく重要な意義をもっており、有権者の地方自治に対する関心も、これまでの選挙とは違ったものとして判断されなければならぬことです。

統一地方選挙と参議院議員の通常選挙は、十二年に一度の割りで同じ年に行なわれるのですが、今年は昭和三十四年に統一

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

いよいよ統一地方選挙も、三月十七日の知事選挙の告示で開幕しました。投票日の四月十一日までの二十五日間、選挙戦が展開されます。

統一地方選挙と参議院議員の通常選挙は、十二年に一度の割りで同じ年に行なわれるのですが、今年は昭和三十四年に統一

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

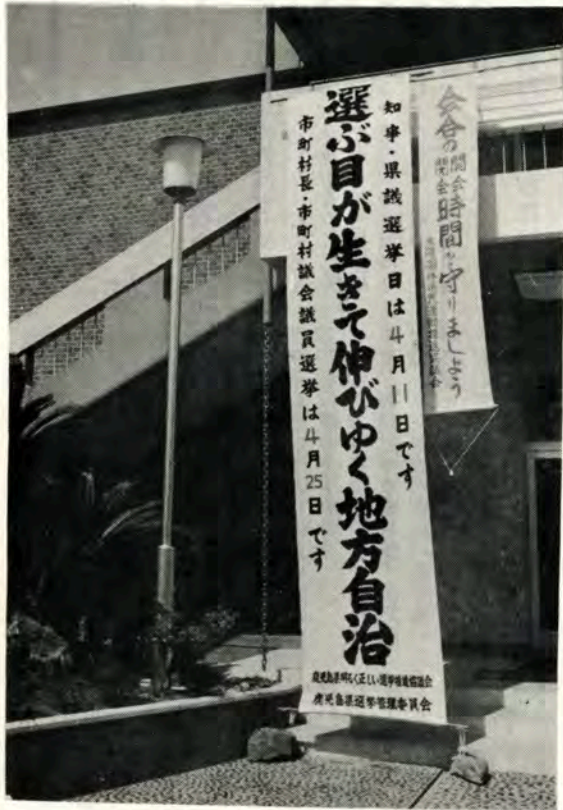
地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら

地方自治は民主政治の基本であるとともに住民の生活に直接、身近かに影響をもたらす、ひいては国の政治を左右するものでありますから、この代表者を選ぶ選挙が明るく正しく行なわれなければなら



投票を呼びかける懸垂幕 (センター入口)

4月11日

知事・県議選挙

4月25日

町議選挙

午前7時から午後6時まで

り、義理人情にとらわ

加しませう。

四月十一日は県知事、県議会議員の同時選挙、四月二十五日は町議会議員選挙の投票日です。選挙が身近かな選挙であるだけに、有権者としては、今までの悪い習慣や風習の力をうち破

棄権をやめて、みんな投票に参加しませう。

選挙のルールを正しく守り、きまりに触れることのないよう十分注意しましょう。

有権者は、選挙を通じてはじめて地方政治に参加することになるわけです。したがって、選挙に参加することが有権者、つまり住民の権利を行使する、もっとも基本的なものと、いうことができます。棄権をやめて、みんな投票に参加しませう。

選挙のルールを正しく守り、きまりに触れることのないよう十分注意しましょう。

また、金のかからない選挙を実現するためにも、有権者各人が、しっかりと自覚し行動しなければならぬことです。

選挙は政治への不参加です。選挙は、住民が地方自治に参加する第一の方法です。代表者を選挙で選び、その選ばれた代表者を通じて自分たちの意思を行政のうえに反映させるといふことです。

選挙は、住民が地方自治に参加する第一の方法です。代表者を選挙で選び、その選ばれた代表者を通じて自分たちの意思を行政のうえに反映させるといふことです。

候補者の

名字と名まえをハッキリ

書いて投票しよう

政治はあなたが主役です



投票できる人

〔県知事・県議会議員選挙〕

①満二十歳以上の日本人で永久選挙人名簿に登録されている人で四月十一日まで引続き、加治木町に住所のある人（失格者は除く）

②転出した人でも、引続き鹿児島県内の市町村に住所を移した人（居住地の市町村長の居住証明書が必要）

〔町議会議員選挙〕

満二十歳以上の日本人で永久選挙人名簿に登録されている人で、四月二十五日まで、加治木町に引続き住所のある人（失格者は除きます）

投票の時間

投票のできる時間は、午前七時から午後六時までです。ただし、つぎの投票所は一時間繰り上げて締切りの時間は午後五時までとなります。お間違いないよう注意してください。

第六投票区 ひなば公民館
第七投票区 鎮守小学校

入場券を忘れずに

町の選挙管理委員会から配られた入場券を、お忘れなくご持参ください。万一、入場券をなくしたり、当日、忘れたりしても投票はできませんから、投票所の係員にその旨、お話しください。そのときは何か本人であることを証明するものを提示してください。

投票所を間違わない

投票は、入場券に指定された投票所でないでできません。入場券をよく見て、おでかけください。とくに最近、町内転居などして住所が変わった人は、十分気をつけてください。

代理投票もできます

からだか不自由だったり、目が見えなかったり、字が書けない人は、代理投票もできます。投票所の係員に申し出て、代理投票をしましょう。投票の秘密は、絶対に守られていますから、安心して申し出てください。

不在者投票の手続き

一部改正

選挙の当日、投票所に行つて投票することができない人のために不在者投票ができます。

これまで不在者投票をするためには、事業主や市町村長、医師などの「不在者投票事由の証明書」が必要とされてきました。つまり「だれだれは、これこれの理由で投票日には投票所へ行けません」という証明書を提出していたわけ

です。これでは手間もかかり、時としては費用もかかりました。①……ところが今回の改正で事由の証明書はいらなくなり、本人の真正である旨の「宣誓書」を提出してもらふことになりました。

宣誓書は選挙人が、自分の名前で「私はこれこれの理由で投票所に行けません。右間違ったことを誓います」と書いた書類のことです。その用紙は町の選挙事務局に置いてありますから、これを利用することを、おすすめます。これによって手続きは格段に便利になりました。

早い話ですが、不在者投票をしようとする選挙人は、自分の市町村の選挙に、印鑑ひとつ持って出か

ければ、それで不在者投票をするための請求手続きをすませ、投票もできます。

ところが、他の市町村の選挙で不在者投票をしようという選挙人——たとえば、出かせぎに行つて

いる人とか、長期間出張している人とか——は郵便によって右のような請求をする場合があります。要領としては、出かせぎ者が宣誓書を取り寄せるか、または家族の

——この二とおりです。不在者投票の請求は、告示の前でもできるようにしましたが、投票は従来どおり告示の日から投票日の前日までです。

②……つぎに、その選挙人の投票区の区域外で職務または業務などに従事する場合でも、不在者投票ができることになりました。

つまり、町内でも自分の投票区外で仕事に従事しているため、当日、投票所で投票できない見込みの人は、今回から不在者投票ができることとなりました。

県知事、県議の選挙の時には、県内で始良郡外（国分市、福山町を除く）の土地に転出した人は、現在居住しているところの市町村長の居住証明書が必要です。

町議会議員選挙の場合には、転出した人は選挙権がないので、当日の投票はもちろん、不在者投票もできません。

名字と名まえをはっきり

投票用紙には、候補者の氏名をひとり、明確に書いてください。とくに四月二十五日の町議会議員の選挙のときは、名字と名まえが同じであったり、似た候補者が多いと思われるので、必ず、名字名まえとも、ハッキリと書いてください。

そうでないと、せつかくの尊い一票が、案分（割り合い）に応じて分ける）される結果ともなります。十分注意してください。

選ぶ目が生きて伸びゆく地方自治